

23 高建管第 610 号  
平成 23 年 6 月 24 日

各 課 長  
各出先機関長

様

農 業 振 興 部 長  
林 業 振 興 ・ 環 境 部 長  
水 産 振 興 部 長  
土 木 部 長  
( 公 印 省 略 )

### 電子納品に関する基本方針について (改正)

電子納品運用に関するガイドラインの構成の見直しに伴い、電子納品に関する基本方針 (平成18年2月8日付け17高建管第644号) を下記のとおり改正し、平成23年9月1日から適用します。

#### 記

#### 1.基本方針

公共土木事業にかかる委託業務の最終成果品及び請負工事の工事完成図書の記録方法については、電子納品運用に関するガイドライン (委託業務編・工事編) を適用する。

ただし、草刈り・清掃・除雪に関する業務(路河川等の維持管理業務を含む)、崩土の取り除き工事、特に緊急を要する応急工事、競争入札によらない維持修繕工事については、受注者が記録方法(電子納品か紙納品)を選択することができる。

なお、工損及び物件調査業務、個人・NPO 等に委託する業務、事業主管課が別途定めたものは適用外とする。

#### 2.改正内容

改正前：電子納品運用に関するガイドライン (案) 土木事業編 (委託業務・工事)

改正後：電子納品運用に関するガイドライン (委託業務編・工事編)

~~※電子納品運用に関するガイドライン (委託業務編・工事編) については、高知県土木部建設管理課の高知CALS/ECホームページを参照してください。 <http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/cals/>~~

※電子納品運用に関するガイドライン (委託業務編・工事編) については、高知県技術設管理課のホームページの「電子納品」の「電子納品に関する基準」を参照してください。

<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/170601/cals-dl.html>